

防府市議会の文書質問に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号）第10条第4項の規定に基づき、市議会の閉会中に議員の行う文書による質問（以下「文書質問」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書質問)

第2条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の文書質問書が提出された場合には、速やかに必要性、妥当性、時期等を勘案したうえで適正なものであると認めたときは、市長等にこれを送付しなければならない。

3 議長は、文書質問に対する市長等の文書による回答（以下「回答書」という。）の提出期限を指定することができる。

(文書質問書等の写しの作成及び配付)

第3条 議長は、回答書を受理したときは、文書質問書及び回答書の写しを作成し、議員全員に配布するものとする。

2 議長は、文書質問書及び回答書を保存しなければならない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、文書質問について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

防府市議会議長

様

議員名

文 書 質 問 書

私は、防府市議会基本条例第10条第4項の規定に基づく文書質問をいたしたく、提出いたします。
なお、回答期限についても、下記の理由により、 年 月 日までを希望いたします。

記

1 質問項目

2 質問理由・趣旨

3 回答期限を指定する理由について